

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第18号 - 通巻第30号 - 2)

発行：2017年2月13日

投稿論文3

柴垣和夫

(東京大学名誉教授 sibagakik@gmail.com)

社会諸科学から社会科学へ

『宇野理論を現代にどう活かすか Working Paper Series』

2-18-3

http://www.unotheory.org/news_II_18

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail：contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

社会諸科学から社会科学へ†

柴垣和夫

要 旨

本稿は、通常複数形で理解されている社会諸科学 (social sciences) を単数形の社会科学 (social science) に統合する必要性と可能性についての一試論である。具体的には、同じく資本主義経済を研究対象としながら、その分析レベルの抽象度の違いに応じて原理論・発展段階論・現状分析論の3段階に分化して行われなければならないと主張した宇野弘蔵の経済学方法論を、とりあえずは法学の分野にも拡張する試みを指す。先行研究として、法学原理論の構想を展開された青木孝平教授の所説、法の段階論的考察の先駆とも言える渡辺洋三編著『現代法と経済』所収のいくつかの論文について紹介しコメントした後、発展段階論でそれぞれの各論を含めて経済学・法学・政治学に分化した社会諸科学が、なぜ現状分析論であらためて総合化され、単数の社会科学に収斂しなければならないのか、を論じる。それは一言で言えば、古典的資本主義では分化した経済・法・政治が、現代資本主義の下で境界を曖昧化し、それらが混交し多重性格化したからである。事例として、個別的には財政投融资や〇〇基本法など、大きくは環境問題などが挙げられよう。また現代資本主義を支える管理通貨制は、本来経済制度である通貨制度に政治権力が内部化しているし、労働基本権や生存権は、団体交渉制度や社会保障制度などの資本主義の本性とも矛盾する経済的・政治的システムに具体化されている。対象そのものが混交し重層化している以上、方法もそれを反映して総合されなければならないのである。そのことは、現状分析自体に新しい方法を要請するであろう。

キーワード：社会科学，原理論，発展段階論，現状分析論，現代資本主義

I. 問題の所在

はじめに

この論文のタイトルで、私が複数形の「社会諸科学」で念頭に置いている学問は、さしあたり経済学，法学，政治学，それにまだ十分自信を持っては言えないが社会学を加えた四つの分野である。これらの学問は、今日それぞれが独立した社会科学として自己を主張していることは周知のところであろう。その点は大学の学部や学科編成，大学院の研究科

や専攻の編成が、これらの学問の名称を冠した形でなされていることからうかがうことができる。ときに社会科学部という名称があってもその英語訳は *faculty of social sciences* と複数形で表現されているのが普通であり、またその内部編成は上の四つの分野ないしその内のいくつかから成り立っているのが普通である。

ところが私がかつて所属した東京大学社会科学研究所だけは、その英語名は *Institute of Social Science* と単数形を維持している。「維持している」というのは、今を半世紀さかのぼる 1950 年代に、同研究所の所員会で英語名を単数形から複数形に変更しようとの提案がなされ、一旦は通りかけたが、大論争の末最終的に否決されたという経緯があったためである¹。この論争で単数形維持の強力な主張者が宇野弘蔵であり、その主張の背後には、複数形で並立している経済学・法学・政治学を単数の社会科学として体系化を図り²、かつそれにふさわしい研究所の研究体制を創出しようという意図と情熱が存在していた³。

私も後に 1960 年代に入ってからであるが、同研究所の一員となっていくつかの関連した小論を書いたことがあり⁴、また同研究所の全所的共同研究として実施された「基本的人権」のプロジェクトで、経済学の側からこの観点での論稿を書いたりもした⁵。そして、これらに対して法学系スタッフのポジティブな反応を感じた時期もあったが、以来約半世紀を経た今日、こうした志向や動きはマルクス系の社会諸科学の潮流の中で、ほとんど影を

[†] 本稿は、2014 年 10 月に阪南大学で開催された経済理論学会第 62 回大会第 7 分科会：共通論題関連 1 「ポリティカルエコノミーの対抗軸」で発表した報告原稿に、若干の補正を行ったものである。なお私の報告に対する討論者は、鈴鹿科学医療大学の青木孝平教授であった。本稿の初出は『武蔵大学論集』63 巻 2/3/4 合併号（2016 年 1 月）であるが、同誌が非売品の紀要なので目に留まらない方もおられると思い、武蔵大学経済学会の了解を得てここに転載することとした。

¹ 宇野弘蔵「マルクス経済学と社会科学」（同『社会科学としての経済学』（筑摩書房、1969 年所収、p.91.のち『宇野弘蔵著作集』別巻所収、p.400）。複数形への変更の提案理由の一つが「海外で通用しない」ということにあったというから、おそらく欧米諸国でも、社会科学は *social sciences* と複数形で使用されるのが普通なのであろう。私がある米国人の研究者に聞いたところでは、*Social Science Institute* というように形容詞的に使えば単数形でかまわないということであった。

² この時期の日本では、社会学は未だ揺籃期にあり、宇野の視野に入っていない。

³ 前掲、宇野『社会科学としての経済学』、特にその第五章・第六章を参照。

⁴ 柴垣和夫『『社会科学』と『社会諸科学』（『社会科学の方法』1 巻 4 号（御茶の水書房、1968 年 7 月）。同「単数の社会科学」『ジュリスト』576 号（有斐閣、1974 年 12 月 1 日）。

⁵ 柴垣和夫「資本主義経済と基本的人権」（東京大学社会科学研究所編『基本的人権 1・総論』東京大学出版会、1968 年所収、のち柴垣和夫『社会科学の論理』（東京大学出版会、1979 年）に収録。

潜めてしまったようである。むしろ近年では、実学的な必要から解釈法学とミクロ経済学などいわゆる近代経済学との協力という形で事態が展開しているように思われる。2003年に設立された「法と経済学会」は、後者の潮流の興隆を示すものと言えよう。しかし、最終的に何らかの価値観やイデオロギーないし政治判断に依拠して主張したり選択したりせざるをえない経済政策や法解釈は、それらへの社会的需要がある以上学界からも供給がなされるのは当然としても、けっして科学的に解答が導かれる客観的な主張とは言えない。社会現象についての社会科学的・客観的認識と評価は、宇野の説くように、あらゆるイデオロギーから解放されたところで始めて確保されるものだからである。しかし、この点はこの論稿で取り上げる問題ではない。

ここでの問題は、実学的提言を意図するにせよ、社会科学的認識を追求するにせよ、現代資本主義の登場とともに、対象としての社会現象が、経済現象・政治現象・法現象としての純粋性を次第に失い、相互に混交して境界がグレーゾーン化してきたところにある。このこと自体が、複数の学問として鼎立していた社会諸科学が協働して現実の解明に当たらなければならないことを示していると言ってよい。問題はその協働の在り方であり、協働の方法論である。そして私は、宇野の社会科学の単数化による体系化構想こそ、その有力な協働の方向を指し示したものと考え、注4で記した小論を執筆した。この報告も、それに特に新しい内容を付け加えるものではないが、こうした問題に関する論議が忘却されかけている現在、若い諸君にあらためて考えてほしいと思い、筆を執った次第である。

経済現象か政治現象か、はたまた法現象か？

まず、いくつかの例を挙げて問題の所在を探ってみよう。

私の学生時代である1950年代半ばごろ、マルクス経済学の世界では国家独占資本主義をめぐる議論が盛んに行われていた。現在私は、国家独占資本主義という概念を用いておらず、第1次世界大戦前の古典的資本主義に対する現代資本主義という没価値的な用語を使っているが、当時はその特徴の一つとして金融資本と国家の融合とか、国家の金融資本への従属とかが話題になっており、具体的な問題として財政投融资を巡る議論があった。投資や融資は本来私的資本が利潤原理のもとで行う経済行為だが、政府が国営の郵便局を通じて集めた郵便貯金を原資とし、日本開発銀行（現在の日本政策投資銀行）などの政府金融機関を通じて投資や低利融資を行うのは、利潤原理とは多少とも離れた政治的目的を持つ経済行為である。このような行為を行う日本開発銀行は、唯物史観で言う土台（下部

構造)なのか上部構造なのか。当時は正統的なマルクス経済学の方法は「唯物史観を経済現象に適用すること」とされていたから、こうした黒か白かでは答えようのない問題提起もあり得たのである。経済学界ではその後、このような現象を「財政の金融化」「金融の財政化」を示す現象として認識するに至った⁶。

政治と法の境界にも曖昧化が生じていた。いわゆる〇〇基本法の続出である。代表的なものとして、西ドイツが1955年に制定した農業法(Landwirtschaft Gesetz)にならって、1961年に制定された農業基本法がある。それは、農業と他産業との生産性と所得の格差を解消することを目的に、生産物の選択的拡大、自立経営農家の育成と協働経営助長による構造改善、流通合理化・価格安定を謳っていた。そのころ制定された基本法には、ほかに原子力基本法(1955年)、中小企業基本法(1963年)、公害対策基本法(1967年)、消費者基本法(1968年)などがあり、現在ではその数40余に及んでいる⁷。その特徴は第1に、いずれも憲法と個別の法律の間にあって、国の制度・政策に関する理念や基本方針を示し、行政がそれに沿った措置を講じるべきことを定めている点にある。従って第2に、基本法で定める内容は抽象的な訓示規定やプログラム規定が大部分で、そこから国民の具体的な権利や義務が導き出されることはなく、それが裁判規範として機能することもほとんど無い。そこからこれらは法規範ではないとの指摘もなされているようだが、法社会学では「法の行政化」「行政の法化」を示す現象として認識され評価されてきたようである。

経済と法や政治との境界が曖昧化し、グレーゾーンが拡大する現実には、時の経過とともにますます顕著となっている。たんに境界が曖昧化するだけでなく、一つの社会問題が、経済問題であると同時に政治問題、法の問題でもあり、さらにそれが国境を越えて広がる国際問題でもあると言った多面性を持つ事例が増えてきている。

たとえば、今日地球規模の問題となっている環境問題を例にとりて考えてみよう。企業による環境汚染が、加害者・被害者がともに特定できる場合は単なる損害賠償という私法上の法律問題にすぎないが、工場や自動車の排気ガスなどによる一定規模の地域的広がりを持つ汚染は、典型的には加害者・被害者がともに不特定多数となることから公害という

⁶ こうした現実を受けて1960年には、鈴木武雄ほか編による『金融財政講座(全5巻)』が有斐閣から刊行されている。

⁷ 上記のうち、農業基本法は1999年に食料・農業・農村基本法に、公害対策基本法は1993年に環境対策基本法に改正されて今日に至っている。

社会問題に転化し、それを規制するための政治問題・行政問題に発展する。と同時に、汚染防止のための企業の経済負担や中央・地方の政府の財政負担などの経済問題へと展開し、環境権のような新たな権利を生み出すことによって法的問題にも新局面をもたらす。さらに近年のように新興諸国の工業化が進むと、規制と負担の程度を巡っての先進諸国と新興諸国との国際問題にまで広がることになるのである。

このような複合的な問題の解明に社会諸科学が協働して当たらなければならないことには、おそらく誰も異論が無いであろう。問題はその際の協働の在り方である。実際にも、長年学際的な共同研究の試みは数多く行われてきたとあってよいが、その多くは、「経済的には……」「法的には……」「政治的には……」といった多元論的アプローチ、すなわち諸学からのアプローチの並列的総合に終わっていて、単一の社会科学としての統合に至っていないのではないかと思われる。だが、宇野によって開発された経済学の三段階論の方法、すなわち同じく資本主義を対象としながら、その把握の抽象度の違いによって次元を異にする原理論・発展段階論・現状分析論の三段階からなる方法は、法学・政治学を含めた社会科学の全体に拡張が可能なのではないか。その点についての若干のスケッチを試みようというのが本稿の課題である。

II. 宇野原理論・段階論の法学・政治学への拡張

1. 原理論の世界：経済学原理論とその法的表象

経済学の原理

まずは宇野経済学原理論の、法学・政治学等への拡張の可否の検討から始めよう。

周知のように、経済学は近代の産物である。欧州の古典古代や中世に経済現象に関する断片的考察があったとしても、経済学が独立の学問として自立するのは、16～17世紀の大航海時代に商品・貨幣・資本による世界市場が形成され、資本による経済生活が、それ以前の共同体における「慣行」⁸から自立する過程の観察によってであった。重商主義から自由主義への経済思想の展開の過程で生まれたW・ペティに始まりD・リカードでピークに達する古典派経済学者たちの観察の繰り返しを通じて、生産・流通・分配・消費という社会の物質代謝（経済生活）が自己完結する経済社会像が形成されてきたが、社会主義思想

⁸ ここでの「慣行」には、近代の概念で言う経済・法・政治や宗教その他の文化が渾然一体となって含まれていたと言える。

を持つことによってブルジョア・イデオロギーから解放され、資本の歴史性を認識したマルクスの『資本論』によって「純粋な資本主義社会」が把握されたとき、人類は資本主義経済の原理（その歴史的本質）を人類に普遍的な経済生活の原則とともに認識することができるようになった。これが唯物史観に言う社会の物質的土台=経済的下部構造にほかならない。

宇野は『資本論』になお残っていた古典派的理解の残滓や歴史的記述を取り除き、資本家と労働者と土地所有者の三大階級のみからなる純粋な資本主義社会の経済的運動法則を経済学の原理論として体系化した。具体的には、商品・貨幣・資本と展開する流通形態が、あらゆる社会に共通する労働・生産過程を包摂することによって資本=賃労働関係を形成し、そこで生み出される剰余価値が利潤・地代・利子として支配階級に分配されるメカニズムがそれである。それは同時に、かかるメカニズムを可能にする「労働力商品化」の「無理」が、資本の自己否定である恐慌を周期的に伴う景気循環を必然化するメカニズムでもあった。そして宇野は、この資本主義の原理的世界像に対応した法学の原理論が成り立つ可能性についてしばしば示唆していたのである。

青木教授による原理の法学への拡張

ではいったい、この宇野の経済学原理論に対応する法学の原理とは、どのようなもので有り得るのか。この点については、鈴鹿科学医療大学の青木孝平教授が、長年詳細な研究を発表されてきている⁹。マルクス主義法学を自らの立脚点とする研究者は少なからず存在しているが、宇野経済学を意識して研究されている法学者は希有の存在で、いまや青木教授お一人と言ってよいのかもしれない。

青木教授の『資本論』並びに宇野原理論に即しての所有権論に焦点を置いた近代法の形成の論理は、著書『資本論と法原理』および『ポスト・マルクスの所有理論』で詳細に展開されている。教授自身その内容の要点を、前著では「宇野『経済原論』における流通・生産・分配のトリアーデに依拠」して「私法体系を『所有権の法形成』『所有権の正当性』『所有権の法表象』として解明」したとされ、その上で後著の第5章第4節「近代的所有権批判の体系」で、そのエッセンスを以下のように示されている。すなわち教授は、そこに至る前段で、J・ロックに始まる自然法思想、それにつながるA・スミスの古典派経済

⁹ 青木孝平『資本論と法原理』（論創者、1984年）、同『ポスト・マルクスの所有理論』（社会評論社、1992年）など。

学が創り出し、その後初期マルクスから現在までのマルクス主義思想、ひいてはマルクス経済学やマルクス主義法学に根強く残っている「自己の労働に基づく所有」という観念のプチブルジョア的イデオロギーとしての限界を批判された上で、「われわれは、マルクスによる所有権法分析のエッセンスを、生産手段の所有を基礎に不払い労働の領有を実現するということに求めることはできない。まったく反対に、『自己の労働にもとづく所有権』にねざす市民法的諸規範そのものが、特殊に歴史的な資本主義の（1）流通（2）生産（3）分配の総プロセスにより、不断に当為的で合理的な根拠を保障される意志関係として論証されることによって、その分析は完遂されなければならない」とされる。ここでその具体的内容を紹介する余裕はないが、一言で要約すると、労働ではなく商品の売買という流通行為に所有権形成の始点があり、終点では、資本が生産した剰余価値が資本-利子（土地-地代を含む）「労働-賃金」の所得の 2 範式に収斂し、資本家の経営活動も労働者の労働も等し並みに労働と一括されて、「自己の労働に基づく報酬」の所有として観念されるとする所有権の法表象を確認されるのである。その間をつなぐ論理展開の内容は、以下に上の流通・生産・分配に対応する見出しを引用することで読者の想像を喚起しておくにとどめよう。

- （1）所有権観念の形成：①売買と所有権（商品）、②所有権と契約の分離（貨幣）、③所有権の絶対性（資本）
- （2）所有権秩序の編成：①労働と所有権の結合（資本の生産過程）、②契約を介し移転する所有権（資本の流通過程）、③所有権法の市民的秩序（資本の再生産過程）
- （3）所有権法の物神性：①資本家の表象における所有権、（利潤）、②地主の表象における所有権（地代）、③法表象としての所有権（利子）

若干の疑問

ところで、このような青木教授の試みをどのように評価すべきかについて、法の論理の読み込みについてほとんど基礎的な訓練を受けていない私に、十分な判断能力があるとは到底言えない。唯々、教授の丹念な作業に敬服するのみであるが、あえて素人の立場から、以下に若干の疑問を提起しておこう。

その 1 は、資本主義経済の原理に対応する法の原理が、何故に所有権の問題に集中するのか、ということである。私はかつて注 5 で記した拙稿「資本主義経済と基本的人権」で、資本主義の成立・存立にとって不可欠の権利として「財産（所有）権」とともに「居住・

移転・職業選択の自由」をあげたことがある。後者は言うまでもなく、資本が生産過程を包摂するに当たって必要とする「労働力の商品化」の不可欠の前提であり、具体的には封建社会における領主の農民に対する身分的・人格的支配、その内容としての土地緊縛・作付け規制などからの解放をもたらす権利である。これなくして資本主義は成立・存立しえないが、それが法表象の表面に出てこないのは、資本の本源的蓄積過程が示すように、労働力の商品化が土地の私有化のコロラリーであることから、土地所有権の成立による私有財産権の普遍化の指摘で十分と言うことなのであろうか。

その2は、上の点とも関連があるが、私が耳にした生前の宇野による法学の原理についての断片的な発言の記憶（間違っているかもしれない）に関してである。宇野は政治学原理の可能性には否定的であったが、法学には経済学の原理に対応する原理が成り立つとし、半ば冗談らしく振る舞いながら、流通論に対応するものとして民法、生産論に対応するものとして刑法、分配論に対応するものとして公法を想定できるのではないかと発言されていた¹⁰。ここで民法は上述の青木教授による所有権の生成・確立の論理に対応するのであろう。刑法が生産論に対応するのは、生産論が歴史貫通的な労働・生産過程から説き始めていることに対応して、刑法も人類に普遍的とも言える悪、すなわち窃盗・詐欺・傷害・殺人などに対する規制を問題にしているからではないか、と言われていた記憶がある。公法がいかなる意味で分配論に対応するかの説明は失念したが、人々の経済生活が経済のみの論理で充足され、それを規制する法の論理が市民間の私的關係として処理されるとすれば、当然旧社会ではそれと渾然一体となって存在していた権力の側面が「公」権力として「私」が支配する市民社会と分離することになる。その「公」が現実の政治権力として機能するのが政治であり、宇野はそれを対象とする政治学には原理論レベルでの対応を不要としたが、「公」そのものの存在とその規範の論理は必要かつ可能であり、それが公法だと考えたのかもしれない。

¹⁰ 通常、法学の世界では、法を市民（私人）間の関係を律する民法・商法等の私法と市民と公権力の関係を律する憲法・行政法等の公法に2分するが、刑法については私法に属するとする考え（フランス法）、公法に属するとする考え（ドイツ法）、いずれにも含めず両者の中間に位置づける考えなど、さまざまなようである。宇野がどのような理解を持っていたかは不明だが、刑法と区別して公法という表現を使っていることを考えると、それは憲法・行政法をイメージしたものと判断される。なお、独禁法などの経済法や、環境法などの特徴として、「私法の公法化」「公法の私法化」が議論されているようだが、この点は、宇野3段階論の現状分析論次元での、経済学における現代資本主義論に対応する現代法論の問題として興味深い。

2. 発展段階論における経済学各論と法学・政治学への拡張

発展段階論と経済学各論

経済学の理論が発展段階論（以下段階論と略する）を必要としたのは、現実の資本主義世界が19世紀の70年代以降、その支配する領域を拡大しつつも資本主義的純粋化傾向を鈍化し逆転して不純化する傾向を示したことで、具体的には自由主義段階から帝国主義段階への移行したことによる。その結果、原理論のみを基準にして世界経済や一国資本主義の現状分析を行うのは、ドイツの修正主義論争や日本資本主義論争に見られた難点を生じることとなり、その難点を避けるためには原理論と現状分析の間に段階論を媒介基準として入れなければならないとしたのが、そもそも宇野理論の出発点であった。

ところで、資本主義の段階的変化をもたらした要因こそ、原理的世界像の形成過程で捨象されていった、①生産力の具体的水準に規定された主導的産業とそれを基盤とする支配的資本、②先進国と後進諸国との国際関係、③経済的土台と上部構造（法・政治権力・社会思想）の関係の3要因の変化によるものである。帝国主義を資本主義の「段階」として認識した嚆矢は周知のようにレーニン『帝国主義』（1917年）であるが、そこでは重工業、独占、金融資本、関税政策、海外投資、植民地獲得競争、列強による世界再分割闘争など、いずれも原理論に相当する『資本論』のメインストリームには登場しない上の①②③に関わる次元での論理展開が充満している。そして、この帝国主義段階の資本主義が解明されることによって、先行する確立期の資本主義としての自由主義段階の特質、さらには発生期の資本主義としての重商主義段階の特質も解明されることになったのである。

ところでこの段階論の次元は、意識的・無意識的を問わず、さまざまな経済学の各論が展開される舞台であった。意図的なものとしては、宇野自身が手がけた『経済政策論』（弘文堂、初版1954年、改訂版1971年）や、宇野の期待に応じて著された武田隆夫・遠藤湘吉・大内力の共著『近代財政の理論』（時潮社、1955年）はその先駆をなすものであるが、経済政策にせよ財政にせよ、資本家的生産関係（経済的土台）の未熟（商人資本の支配）→確立（産業資本の支配）→爛熟（金融資本の支配）に対応して上部構造である国家の経済政策とその物的裏付けである財政の在り方が変容していくことを明らかにするものとして、あるいは一国の置かれた国際的位置の違いに応じて経済政策の在り方や財政の特質が異なる類型を形成するものとして、相対的に独自の完結性をもって構成されたのである。段階論としての経済学の各論は、ほかにも宇野『経済政策論』各章の前段をなす各段階の

「支配的資本論」(商人資本・産業資本・金融資本)並びにそれらが成立する前提をなす「(支配的)産業論」や、経済政策を重商主義・自由主義・帝国主義といった対外政策で代表させた宇野の『政策論』には欠けている「(国内を対象とした)経済政策論」(資本の原始的蓄積・レッセフェール・社会政策)、さらには支配的資本の変遷に対応して変容する流通市場や金融市場を対象とした「流通市場論」や「金融論」、国際関係にかかわる「国際経済論」「植民政策論」などがあげられよう。また帝国主義段階に特有な現象として登場する労働問題・農業問題・中小企業問題などの「社会問題論」も取り上げられてよいし、またおそらく産業株式会社による大企業の出現によって、企業経営に人為的操作可能性の余地が生まれた結果登場したと思われる「経営学」や「会計学」も、その実学的側面は別として、経営システムやその機能・効果の客観的分析は、段階論的考察の対象として取り上げうる分野であろう。

法学・政治学の段階論

そこで次の問題は、この段階論の法学・政治学への拡張であるが、そもそも旧社会では経済・法・政治のすべてが渾然一体となって存在し¹¹、それ故その観察と理解も神学や哲学の中に埋没していたと言ってよい。近代社会の形成・発展とともに、土台である経済が自立し純化してきたということは、その反面で法や政治と言った上部構造が経済から分離して非経済的な性格のものに純化していったことを意味し、その点に経済学・法学・政治学が社会諸科学として成立した根拠がある。その際「純粋な資本主義社会」として構成される原理論の世界では、自己完結的な経済社会とそれに照応しそれを自然の秩序とする法イデオロギーの表象が、経済学および法学の原理、合わせて「社会科学の原理」として内容を伴って理論化されることはすでに見た。問題は政治であるが、先にも宇野の断片的発言を借りて述べたように、私的世界である市民社会から疎外された公権力の成立とその近代社会における位置づけまでは原理的に規定できる(公法)としても、この公権力の行使の在り方とその内容こそが政治そのものだとすれば、その解明はむしろ段階論の場が主要な舞台と言うことになるであろう。

ところで、法学・政治学分野で宇野経済学の方法に準拠して本格的に段階論を展開した

¹¹ 例えば、封建社会における領主と農民の間の経済的搾取関係は、マルクスが「経済外的強制」と呼んだ前者による後者の、身分制と武力による土地への強制的緊縛と一体になっていた。

作品はきわめて少ない。早い時期に法を資本主義の発展段階に即して一般的に論じたものとして、渡辺洋三編著『現代法と経済』¹²（岩波講座現代法 7）に収録されている、甲斐道太郎「産業資本と法の理論」、富山康吉「独占資本と法の理論」の二論文がある。しかし、前者は市民法が私法と公法に分化する論理を示されている点で興味深かったが、自由主義段階のイギリスに即しての分析と言うより、むしろ法の原理論に傾斜した論稿になっている。後者は、独占段階に一般化する株式会社の普及を念頭に置いて会社法の法理を展開していることが特徴だが、それを市民法の自由の論理の延長線上で説く点で、経済学者にもある「自由競争が必然的に独占を生む」といった原理論の延長線上での展開に不満が残る。

もつとも、法の段階論の各論としては、宇野段階論に即して展開された論文が、上掲、渡辺編著に収録されており、下山瑛二「資本主義経済と行政権」がそれである。この論文は、「序」で方法を説明したあと、「行政権の歴史的類型的考察」並びに「国家独占資本主義段階（現代）における行政権」の2章からなり、前者では、行政権の法的羈束性と裁量の程度との関係に焦点を置いて、自由主義段階の英国で羈束性の厳しい行政権が法定されたのに対して、後発国ドイツではプロイセン王の専制が可能であったこと、それが帝国主義段階では、統一ドイツ帝国で成立したビスマルク憲法で、君主権の裁量から官僚制の下での行政権としての法的裁量に変化し、この段階での典型となったこと、などが指摘されている。この論稿から、段階論レベルでの先進国と後進国における法の類型論的考察がさまざまな分野で可能なことが推論できる。

段階論としての法については、青木孝平教授も前掲『資本論と法原理』では、19世紀英国の工場法とその後の社会法としての労働法について、前掲『ポスト・マルクスの所有理論』では、産業株式会社の登場に伴う会社法の登場とその意味についての検討がなされているが¹³、その詳細の検討は他日を期したい。

段階論と現状分析論の対象区分

ところで、経済学・法学・政治学と言った社会諸科学の分科科学としての存立分野である段階論には、その対象を世界史のいかなる時期までとするかについて、かなり厄介な問

¹² 渡辺洋三編著『現代法と経済』（岩波講座現代法 7，1966年）。なお、柴垣和夫「書評・渡辺洋三編『現代法と経済』（『社会科学研究』18巻2号，1966年11月所収。のち前掲、柴垣『社会科学の論理』に収録）を参照。

¹³ 前掲青木『資本論と法原理』第二章『価値法則=人口法則と『労働法』，同『ポスト・マルクスの所有理論』同名の第2部。

題があることを指摘しておかなければならない。宇野自身は、前掲『経済政策論』の初版（1954年）でそれを第1次世界大戦までのいわゆる古典的帝国主義段階までにとどめつつ、なおその後にもまで延長する余地を留保していたが、1971年の改訂版でそれによしとし、第1次大戦以後の時期を「資本主義から社会主義への世界史的過渡期」として現状分析の対象とした。しかし、第2次大戦後の資本主義が未曾有の成長と繁栄を実現する一方、一時はソ連一国から東欧諸国にまで拡大した「ソ連型社会主義」が1990年代に入って相次いで崩壊し、人民公社による独自の社会主義を目指した中国も共産党政権下の資本主義育成に転じた状況の下で、宇野学派の中では段階論の再構成、あるいは帝国主義段階に替わる新段階の設定、その他さまざまな議論が登場した。しかし、私自身は現在でも宇野説を維持している。何故なら、二つの大戦間を過渡期とし、第2次世界大戦後に定着した現代資本主義には、一時期「社会主義」世界と外的に対立し併存したというだけでなく、それ自身に社会主義的要素を内部化したものに変容しており、その点では古典的帝国主義段階のみならず自由主義段階を含む古典的資本主義と、質的に断絶した性格をもっていると考えられるからである¹⁴。

この議論をここで詳しく取り上げる余裕はないが、しかし、ここでの問題との関連では、帝国主義段階を対象とした段階論の素材として、第1次世界大戦以降の事実を挙げるのがどこまで許容されるか、と言う問題として問題になる。実際、例えば前掲武田ほか『近代財政の理論』では帝国主義財政の特徴とされる「経費膨張の傾向」の例証として、軍事費・植民地経営費・産業助成費・社会政策費・公債費が挙げられているが、林健久教授が最近の論稿でも指摘されているように、このうち大戦前にその事実が顕著なのは軍事費くらいで、植民地経営費や社会保障費、公債費はいずれも大戦後に膨張するのである¹⁵。この書が執筆された時期は、帝国主義戦争の性格をももっていた第2次世界大戦が終わってから日も浅かったし、形態は変わったとしても支配的資本は金融資本であり、米国を始め先進資本主義諸国の帝国主義的行動がなくなっただけではなかったから、戦間期や戦後の現実を帝国主義段階を対象とした段階論の素材とすることに、あまり違和感はなかったであろう。

¹⁴ この点に関する私見について詳しくは、柴垣和夫「宇野理論と現代資本主義論—段階論との関連で—」（櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編著『宇野理論の現在と論点：マルクス経済学の展開』（社会評論社、2010年）を参照。

¹⁵ 林健久「宇野理論と財政学—個人的な経験と雑感—」『宇野理論を現代にいかにか Working Paper Series』（第Ⅱ期 14-1号、http://www.unotheory.org/news_II_114）所収。

しかし、第1次大戦勃発から今年で100年を経、上述のような世界の大変化を経験した今日、林教授のような疑問が生ずるのは当然のことと言ってよい。

同様の問題は、帝国主義段階を対象とした法学の論文にも共通して存在する。行政権の段階論を対象とした前掲下山論文は、第1次大戦以後を「国家独占資本主義段階（現代）における行政権」と節を別に立てて考察され、そこで次節で見るとような興味深い諸特質を見出しておられるが、同じく前掲富山論文では、この時期区分がなされていないために、近代市民法の原理が、独占段階とともにその基盤が掘り崩されて規範性を実質的に失ってくる問題と、市民法体系の枠の外に社会法なり経済法なりの「現代法」が形成されてくる問題との関連が、必ずしも分明に説明されていないように思われる。

Ⅲ. 現代資本主義と現状分析—単数の社会科学への収斂

現状分析論の対象としての現代資本主義

さて、ようやく現代資本主義を論じるところに到達したが、もはや思考と執筆に充当できる時間的余裕を食いつぶしてしまった。従って、肝心の終章は舌足らずな荒削りの論述で済ますことを許容していただくほかない。これまでの記述で、経済学・法学・政治学は、近代資本主義社会の形成とともに、対象自身の分化による社会諸科学として形成され、その基底に純粋な資本主義を想定しての経済的運動法則とそれに規定された法表象という原理論を確立したこと、さらに資本主義が帝国主義段階に移行するとともに、原理的世界が不純化し歪んでくること、分化した諸科学の段階論的考察によって確認しうることを示してきた。最後の課題は、これら分化した社会諸科学が現状分析では単一の社会科学に収斂しなければならない根拠を示すことである。

その直感的理由は、冒頭に記したように、現実の経済・法・政治の各事象の境界が曖昧化し、一つの事象が経済的・法的・政治的な重層性をもって現れるようになったことにある。さらにその根拠を突き詰めていくと、先にも示唆したように、両大戦間を過渡期とし、第2次世界大戦後に本格的に確立した現代資本主義の、古典的帝国主義段階以前の資本主義との質的断絶がある。そのことが、現状分析論を、原理論・段階論と理論的抽象度を異にする分析方法上の概念としてだけでなく、積極的に現代諸本主義を固有の分析対象とす

る概念でもあることを示唆するのであるが、ここでその点には立ち入らない¹⁶。

そこで現代資本主義の古典的資本主義から区別される質的特質を端的に集約すると、①経済的には、金本位制の終局的停止と管理通貨制への移行、②法的には労働基本権と生存権に代表される社会権的基本権の公認、③政治的には男女平等の普通選挙権の普遍化による大衆民主主義の定着、の3点に集約できるであろう。これらの諸特質は、第2次世界大戦後の1950～60年代に先進資本主義諸国が福祉国家の形成を追求する中で定着したもので、その後のスタグフレーションを契機とした80年代以降の新自由主義への転換とともに弱体化した面はあるが、それでも基本的に維持されて現在に至っているのである。

現代資本主義の特質

まず①について、その始点は1930年代の世界恐慌後の先進諸国ばらばらの金本位停止に始まり、第2次大戦後の制限された金・ドル交換によるブレトンウッズ体制、そして1971年の金・ドル交換停止をへて74年以降現在の変動相場制に至っているが、金本位の停止というのは宇野の言葉を借りれば「資本主義から骨髄を抜いた」状態の現出であり、大内力の分析によれば、国家権力が為替管理を通じて通貨価値を人為的に操作できる、従って労働力商品の価格＝賃金水準をある程度操作できるシステムである¹⁷。為替レートや通貨価値は言うまでもなく経済の範疇であるが、それが政治権力によってある程度操作可能になることは、政治と経済の混交と言ってよいであろう。これが目標とするところは、労働力商品化の無理に究極の原因がある恐慌の回避と景気の安定であった。いうまでもなく、恐慌は資本主義の自己否定であり、それ自体は経済現象であっても、パニックは直ちに政治的危機に結びつく可能性があるからである。それを具体的に担ったのがいわゆるケインズの景気調整政策であった。これを（公私の）混合経済と呼ぶのも故なしとしない。

次に②の労働基本権（労働する権利、労働者の団結権・団体交渉権・争議権）や生存権は、はやくは1920年代ドイツのワイマール憲法にその萌芽が見られ、先進諸国から始まって第2次大戦後には国際連合の世界人権宣言に謳われるに至ったが、そもそもこの二つ

¹⁶ 詳細は、大内力『日本経済論・上』（東京大学出版会、1962年）PP. 112～113、ならびに柴垣和夫『『現状分析論』の方法に関する一考察』（武田隆夫・遠藤湘吉・大内力編『資本論と帝国主義論』下（東京大学出版会、1971年所収、のち前掲、柴垣『社会科学の論理』に収録）を参照。

¹⁷ 大内力『国家独占資本主義』（初版東京大学出版会、1970年、第2版こぶし書房、2007年）参照。

の権利は、自己責任と優勝劣敗の競争原理という資本主義の論理からは出て来ない性格のものであり、私はかつてこれらを社会主義的原理の資本主義への部分的内部化と評価したことがある¹⁸。法学の世界でも市民法体系の外の社会法に区別されて論じられてきた。これらは権利としては法的範疇に属するかもしれないが、現実の機能としては、労働基本権は、例えば本来市場で決まる賃金決定という経済的機能に労働組合が市場外から影響力を及ぼし、生存権は社会保障制度として、高齢者などの非労働力人口や失業者の生活保障によって、経済並びに政治の安定を果たす機能を果たしている。具体的レベルでは、社会保障のための支出並びに社会保険積立金は、それ自体として上の景気調整政策の一環を形づくっているのである。

最後の③であるが、女性の参政権を認めた男女平等普通選挙制度が広く認められたのも両大戦間期から第2次世界大戦後のことである。日本では初等・中等教育の教科書などで、近代社会・市場経済・民主主義がセットで記述されることが多いためか、西欧や米国では近代の当初あるいは市民革命の直後から民主主義的政治制度が確立していたとの誤解が多いが、自由主義段階の英国を特徴づけるのは、イデオロギーでは民主主義でなく自由主義であり政治の在り方としては所有資産を基準とした制限選挙制にもとづく名望家政治であった。その点は、英国の19世紀前半を彩る男子の普通選挙制を求めた労働者のチャーチスト運動の挫折を見ても明らかであろう。女性参政権を含む普通選挙制の実現は、19世紀後半以降、帝国主義段階に入って本格化した労働組合運動や社会主義運動によって担われたと言ってよく、またそれによって西欧諸国では労働党や社会主義政党が議会内に一定の地歩を確立しえたのである。この点から見て、徹底した民主主義それ自身が、本来は資本主義と言うよりは社会主義に近親性をもつ政治概念なのであり、そのもとで西欧で時に成立した労働党政権や社会民主党政権は、生存権の具体化としての社会保障の充実を図り、時には資本主義的経済を部分的に否定する「公私混合経済」を導入して経済と法と政治の間の曖昧化や重層化を現実化してきたのである。

現代資本主義の分析方法

こうして現代資本主義は「社会主義に対抗しつつ、社会主義的要素を部分的に内部化し

¹⁸ 柴垣和夫「現代資本主義と社会保障」（氏原正治郎ほか編『社会保障講座 2』総合労働研究所，1981年所収，のち柴垣『現代資本主義の論理』日本経済評論社，1997年に収録）を参照。

た、半ば自己否定した資本主義」として現れ、そのことによって、古典的資本主義の時代には分化していた経済的土台と上部構造を一体化した存在として現れる。そこで最後の問題は、このような対象に付いての分析方法であるが、ここでは経済学・法学・政治学それぞれの、またそれぞれの中での各論としての相対的自己完結性はありませんであろう。ここでは同じく経済・法・政治はもちろん宗教その他の文化までもが渾然一体となっている旧社会の分析、つまり歴史学の分析と似たような方法が必要となるのではなかろうか。

その際、資本主義を対象とした経済学の原理による経済的強制の把握が封建社会における「経済外的強制」を析出し、資本=賃労働関係とは異なる領主=農民の関係の理解に資したように、社会科学の原理論と社会諸科学の発展段階論を踏まえつつも、現代資本主義それ自体に接近する独自の理論的操作が必要と思われる。そこでは、原理論と段階論を踏まえることによる直感と実証の積み重ねによる現実分析の蓄積を武器として、さまざまな「中間理論」の試行錯誤的構築が繰り返されることになるであろう。かつて私は、現状分析論は鈴木鴻一郎が言うように現実を「あるがままに写す」のではなく、さまざまな抽象度で把握する必要があることを主張したことがあるが¹⁹、そこで提起した試みも同じ趣旨であった。

近年、宇野学派の中で原理論と現状分析論の間に位置する段階論を「中間理論」と呼ぶ風潮が見られるが、私には疑問である。先にも指摘したように、段階論は原理論と同様に、対象自身が理論内容だけでなく方法をも模写すると考える私には、M・ヴェーバー的な類型論と同じ意味で使われがちな「中間理論」という用語は、宇野段階論に対してではなく、上述のように、試行錯誤を繰り返す理論的操作で設定される仮説的性格のものとして用いた方がよいように思われる。

従って、その際のアプローチは、段階論的考察の場合とは異なり、まず経済的土台の分析からと言った唯物史観的段取りは必要ではない。対象自身の問題の性格、あるいは観察者の関心と問題意識から出発して差し支えない。従って逆に分析結果も観察の限りでの限界を持ち、より高度の完成を求めての無限の営みとなるであろう。そして、そうした限界を持ったものとして、単一の社会科学の生み出した成果の一部となることになるであろう。

(2014年7月25日初稿, 2015年10月12日補正)

¹⁹ 前掲、柴垣『『現状分析論』の方法に関する一考察』(注16の文献に所収)を参照。